

指名停止措置の概要

- 1 指名停止対象業者
  - (1) 商号又は名称 株式会社セレスポ
  - (2) 所在地又は住所 東京都豊島区北大塚一丁目21番5号
  
- 2 指名停止の期間 令和7年7月1日から令和8年6月30日まで(12か月)
  
- 3 指名停止の理由 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年6月23日、公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令がなされたことは、南部町物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領別表12の項に該当するため。

問い合わせ先

総務課 管財班

電話 0178-76-2111